

「久喜市議会の個人情報の保護に関する条例（案）」の概要について

1 条例制定の経緯

これまで、国や地方公共団体、民間事業者等は、それぞれの機関を対象とする法律や条例等により、個人情報の取扱いに関する制度が定められていました。

しかし、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、団体ごとに異なる制度を運用することは、データ流通の支障となりうるため、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで団体ごとに規定していた制度が、令和5年4月から一本化されることになりました。

改正後の個人情報の保護に関する法律が、全国共通ルールとして、地方公共団体に適用される一方、地方公共団体の議会は、国会や裁判所と同様に、法の適用外となることから、久喜市議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的に、条例を制定するものです。

2 条例の規定内容

●久喜市議会の個人情報の保護に関する条例（案）の規定内容

第1章 総則

第2章 個人情報の取扱い

第3章 個人情報ファイル

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

第2節 訂正

第3節 利用停止

第4節 審査請求

第5章 雑則

第6章 罰則

附則



● 個人情報の保護に関する法律（改正後のもの）

第1章 総則

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第5章 行政機関の義務等

第1節 総則

第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

第3節 個人情報保護ファイル

第4節 開示、訂正及び利用停止

第1款 開示

第2款 訂正

第3款 利用停止

第4款 審査請求

第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

第6節 雑則

第6章 個人情報保護委員会

第7章 雑則

第8章 罰則

附則

3 条例の骨子

■第1章 総則

- ・条例の目的、定義、議会の責務について規定

■第2章 個人情報の取扱い

- ・個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な利用、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに係る義務について規定

■第3章 個人情報ファイル

- ・議会が保有する個人情報について、その名称や利用目的等を記載した「個人情報ファイル簿」を作成し公表することを規定
- ・個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときには、その名称や目的、収集対象者や収集方法を議長に届け出ることを規定

■第4章 開示、訂正及び利用停止

○第1節 開示

- ・議会が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求する権利、手続き、保有個人情報の開示義務、部分開示、裁量的開示、保有個人情報の存否に関する情報、開示請求に対する措置、決定等の期限、第三者に対する意見書提出の機会の付与等、開示の実施、手数料等について規定

○第2節 訂正

- ・議会が保有する自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに、訂正を請求する権利、手続き、保有個人情報の訂正義務、訂正請求に対する措置、決定等の期限、提供先への通知等について規定

○第3節 利用の停止

- ・議会が保有する自己を本人とする保有個人情報について、条例の規定に違反して保有、利用、提供等がされていると思料するときに、利用停止を請求する権利、手続き、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、決定等の期限等について規定

○第4節 審査請求

- ・開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る、不作為に係る審査請求に関する手続き等について規定

■第5章 雑則

・未分類等により、特定の保有個人情報を特定することが困難な保有個人情報の適用除外、開示請求をしようとする者に対する情報提供等、苦情処理、審議会への諮問、施行状況の公表等について規定

■第6章 罰則

・職員、受託業務に従事している職員及びそれらの職にあった者が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、また、それらの者がその業務に関して知り得た保有個人情報を事故若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合の罰則について規定

■附則

・施行期日について規定